

公益財団法人長崎県市町村振興協会
市町振興共同事業助成金助成規程

平成25年4月8日

規程第25号

改正 平成26年3月26日 規程第30号

改正 平成29年1月23日 規程第1号

改正 平成31年3月15日 規程第1号

改正 令和3年2月16日 規程第1号

改正 令和4年3月22日 規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、定款第3条第3項に基づく長崎県内の市町（以下「市町」という。）が共通の利益を目的として実施する住民の福祉の増進に資すると認められる事業に対する助成について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、市町が共通の利益を目的として、単独又は複数で実施する事業で、別表に定める事業とする。

(助成対象団体)

第3条 助成金交付対象となる団体は、市町及び複数の市町で組織する団体等のうち、助成対象となる事業の区分に応じて別表に定める団体とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、毎年度予算に定める範囲内とする。
また、助成金の額は、1円未満を切捨てるものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の助成を受けようとする団体は、当年度の12月28日までに、市町振興共同事業助成金助成申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に助成を申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 前年度決算書
- (4) その他参考となる書類(企画書、開催要領、ポスター、パンフレット等)

(助成金の決定)

第6条 理事長は、前条の規定により提出された助成申請書を審査し、助成金の額を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により助成金の額を決定したときは、申請者に市町振興共

同事業助成金助成決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（助成金の使途及び資金計画の変更）

第7条 前条第1項の規定により助成金の決定を受けた団体が、やむを得ない理由により、当該助成金の使途及び資金計画を変更しようとするときは、市町振興共同事業助成金使途及び資金計画変更承認申請書（第4号様式）に、事業計画書等必要な書類を添付して理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項に定める使途及び資金計画変更承認申請書の提出があったときは、変更の可否を決定し、当該申請者に市町振興共同事業助成金助成決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 助成金を受けた団体は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、市町振興共同事業助成金実績報告書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に実績を報告しなければならない。

（1）事業実績シート

（2）収支決算書

（3）領収書又はこれに代わる書類

（4）その他参考となる書類（企画書、開催要領、ポスター、パンフレット等）

2 前項の報告にあたり、交付を受けた助成金に残金が生じた団体は、速やかに返納しなければならない。

（決定の取消し）

第9条 理事長は、助成金を受けた団体が次のいずれかに該当したときは、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）市町振興共同事業助成金申請書等助成の申請に必要な書類に事実と異なる記載をし、不当に助成金を受けたとき

（2）助成金の決定を受けた事業以外に助成金を使用したとき

（3）前条第1項に定める実績報告書において、事実と異なる報告をしたとき

（助成金の返還）

第10条 前条の規定により助成金の全部又は一部を取り消された団体は、既に助成されている助成金のうち、その取消しに係る額を、理事長の指定する日までに返還しなければならない。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人長崎県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

公益財団法人 長崎県市町村振興協会
理事長 様

所在地
申請団体 名称
代表者 印

市町振興共同事業助成金助成申請書

公益財団法人長崎県市町村振興協会市町振興共同事業助成金助成規程第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業名	助成申請額
(協会事業名)	
(団体事業名)	
合計	

第2号様式

事 業 計 画 書

団体名			連絡先		
協会事業名					
団体事業名					
事業目的					
事業内容					
実施期間					
事業費	総額		財源内訳	振興共同 事業助成金	
	内 容			そ の 他 の 財 源 内 訳	
備考					

第3号様式

長振第 号
年 月 日

様

公益財団法人長崎県市町村振興協会
理事長

市町振興共同事業助成金助成決定通知書

年 月 日付 番号 で申請のあった市町振興共同事業助成金について、下記のとおり助成・変更することに決定したので通知します。

記

- 1 助成事業名
- 2 助成決定額
- 3 助成条件
- 4 助成期間

第4号様式

年 月 日

公益財団法人 長崎県市町村振興協会
理事長 様

申請団体 住所
名称
代表者 印

市町振興共同事業助成金使途及び資金計画変更承認申請書

年 月 日付 長振第 号により助成の決定を受けた市町振興共同事業助成金の使途及び資金計画を下記のとおり変更したいので、公益財団法人長崎県市町村振興協会市町振興共同事業助成金助成規程第7条の規定に基づき申請します。

記

1 使途及び資金

	当初内容	変更後	増減額
事業総額	円	円	円
振興共同事業助成金	円	円	円
その他財源	円	円	円
事業内容			—

2 変更の理由 _____

(注)変更の内容等を示す資料を添付すること。

第5号様式

年 月 日

公益財団法人長崎縣市町村振興協会
理事長 様

申請団体 住所
名称
代表者 印

市町振興共同事業助成金実績報告書

年 月 日付 長振第 号により助成を受けた市町振興共同事業助成金について、下記のとおり報告します。

記

事業名	事業費	財源内訳	
		振興共同事業助成金	その他財源
(協会事業名)			
(団体事業名)			
合計			

別表(第2条関係)

助成対象事業	対象となる経費	助成対象団体・助成率・助成額
1 研修及び調査・研究事業		
(1) 研修機関派遣事業	研修機関(市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、公益財団法人長崎県建設技術研究センター)を受講する場合に要する旅費及びその他の諸経費	市町 派遣職員1人当たり1回につき実費額の3分の2の額とする。
(2) 地方4団体研修及び調査・研究事業	研修及び調査・研究に係る旅費、講師・助言者謝礼金、講師・助言者招へい旅費、資料・教材等作成費及び購入費、会場等借上料(茶菓代を含む)。但し、事業実施のために会費を徴収する場合はこれを控除するものとする。	長崎県市長会、長崎県町村会、長崎県市議会議長会、長崎県町村議会議長会の4団体 各団体400万円以内 (但し、研修及び調査・研究に係る旅費については、実費額の3分の2の額とする。)
2 地域活性化支援事業		市町
(1) コミュニティ活性化支援事業	市町が実施する文化・スポーツ・祭り・地域間交流等のソフト事業の経費	助成対象事業費のうち市町が負担する経費の2分の1の額 (上限人口20万人以上 1,000万円、8万人以上～20万人未満 500万円、8万人未満 300万円、下限30万円)以内
(2) 定住促進支援事業	県内の人口増のためのU・Iターン促進のためのソフト事業の経費	助成対象事業費のうち市町が負担する経費の2分の1の額(その2分の1の額が100万円を超えるときは、100万円)以内
(3) 地域特産品需要拡大支援事業	地域の特産品の開発並びに市場開拓のための事業の経費	助成対象事業費のうち市町が負担する経費の2分の1の額(その2分の1の額が100万円を超えるときは、100万円)以内
3 国際交流支援事業	市町が実施する住民の参加する人的交流を伴う国内又は海外での事業で、理事長が国際交流事業と認める事業の経費	市町 助成対象事業費のうち市町が負担する経費の5分の4の額(上限額については、別に定める。)以内
4 長崎県防災航空隊常駐化支援事業	航空隊常駐化に係る隊員7名の人件費	長崎県防災ヘリコプター運航連絡協議会 市町が負担する額の3分の2の額(その3分の2の額が3,500万円を超えるときは、3,500万円)以内